

平成28年1月13日

於・1002会議室（10階）

第1026回

電波監理審議會

電波監理審議會

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（情報流通行政局関係）	
(1) 日本放送協会に対する平成27年度テレビ国際放送の実施要請の 変更について.....	1
3. 付議されている異議申立てに関する審議	7
4. 閉 会	14

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

情報流通行政局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局関係)

(1) 日本放送協会に対する平成27年度テレビ国際放送の実施要請の変更について (諮問第1号)

○前田会長 それでは、審議を開始いたします。

諮問第1号、日本放送協会に対する平成27年度テレビ国際放送の実施要請の変更について、金澤国際放送推進室長から説明をお願いいたします。

○金澤国際放送推進室長 お手元の右肩、諮問第1号説明資料に沿ってご説明させていただきます。

本件は、日本放送協会が行う外国人向けテレビ国際放送について、平成27年度の実施要請の内容を変更するというものでございます。

1 ページ目をご覧ください。NHKのテレビ国際放送は、外国人向けと邦人向けがございますが、総務大臣が実施要請を行っている外国人向けの放送は、英語により1日23時間程度、子会社の日本国際放送の独自放送を含めると24時間放送されまして、下の図のとおりさまざまな衛星を利用いたしましてほぼ全世界をカバーしております。この図でいいますと、赤色のIS-20、IS-19、IS-21、ISというのはINTELSATの略ですが、この衛

星3基は、主にケーブルテレビなど、事業者が受けるための衛星でございます。青色でたくさん記載している衛星は、個人、一般家庭向けの衛星でございます。

次に、2の要請放送制度でございますが、これは委員の先生方にご案内のとおりですが、放送法の規定によりまして、総務大臣がNHKに対して、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を実施することを要請できるというふうに定められておりまして、その費用は、予算の範囲内で国費で負担するという定めとなっております。

そこで、今回の実施要請の変更の内容になりますが、次のページをご覧くださいだけまずでしょうか。現在、外国人向けテレビ国際放送は、英語のみで行っておりますが、その充実・強化の一環として、英語以外を母国語とする地域でより多くの方に視聴いただくために、ここで左上に記載していますとおり、平成26年度補正予算で2.9億円を措置いたしまして、昨年夏から中南米の国を対象にスペイン語字幕による多言語放送を試行的に実施しております。放送の仕組みといたしましては、先ほど1ページの衛星図におきまして赤字で示したIS-21という中南米上空にあります衛星を活用いたしまして、英語放送に加えスペイン語字幕を放送しているということでございます。このスペイン語字幕による多言語放送の効果等をより明確に検証するために、現在国会で審議中でございますが、平成27年度の補正予算案に約1億円を計上いたしまして、字幕放送の試行期間を延長することを想定しております。このため、今回の諮問に係る変更要請は、要請文におきましてその予算根拠を明確化し、資料2ページ目の右側にありますとおり、「及び平成27年度補正予算」という文言を追記しようというものでございます。

変更後の要請の内容全体につきましては、次の3ページ目をご覧くださいだけまずでしょうか。変更前が左で変更後は右です。今申し上げたとおり、変更点は

4の(1)、右下の下線部分、「及び平成27年度補正予算」というところでございますが、この中身に相当する部分は、3の(3)にあります「また、英語以外の外国語による放送の取組を試行的に行うなど、多言語化に向けて、必要な取組を進めること」と書いております。既に平成27年度の当初におきましてこの記載がございますので、内容そのものについては変更はございません。

変更の要請に関するご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

お願いいたします。

○吉田代理 多言語化というのは大変結構な試みだと思います。参考までに2点ほどお伺いさせていただきたいのですけれども、先ほどINTELSATの衛星IS-21を使って、南米でしょうか、ここをターゲットにスペイン語の字幕付与による実証を継続されるということだったのですけれども、この地域で実際にこういう番組を見られているユーザー数の推定値は分かっているのでしょうかというのが1点目です。それから2点目は、これは補正予算で平成26年度から実証実験をされているところを、さらに今回約1億円追加して継続実施されるということですが、当初、この実証実験を計画なさったときに、どれぐらいの期間で実証実験を行って、その効果がどの程度あれば、例えば当初予算で定常的にやるといった計画を立てられたのではないかと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えだったのかと、今後の見通しも含めてお伺いできればと思います。以上の2点をお伺いさせていただきます。

○金澤国際放送推進室長 まず1点目でございますが、INTELSAT21は、先ほど申しあげましたとおり、大きなパラボラアンテナで受信することによってございますので、個人の方でどれぐらい見られているのかというのは、

正確に把握できないということになります。そうしますと、これを受信しているケーブルテレビ事業者に契約している世帯がどのくらいあるのかということになるかと思えます。

○吉田代理 それなりにかなりの数の方が見られているということなのでしょうか。

○金澤国際放送推進室長 中南米において、もともとの英語による放送をケーブルテレビ経由で視聴可能な世帯は、約220万世帯になります。また、スペイン語の字幕化によって部分的な配信も新たに視聴可能な方が増えておりますので、そういう意味ではそれなりの効果があるという見方もあります。一方では、1点目のご質問と少し絡むのですが、スペイン語による効果、あるいは多言語化による効果というのはどのくらいあるのかというのがまだよく分からないところがございます。昨年夏から6カ月ぐらい実施期間があったのですが、視聴者からの声はまだ十分聞いておりません。そういうこともあるものですから、今回補正予算で1億円を追加し、もう少し長い期間やって、さらにそれをウォッチして、十分分析しないとその効果検証ができないのではないかと考えております。そういうことですから、今後どういうふうにするのかということは、まずは多言語化の実証、試行をしっかりと見ていきたいと思えます。一時的に配信した数が増えておりますが、これが本当にNHKワールドTVの多言語化によるニーズによって増えたものなのか、あるいは営業によるかなりの努力による一時的な増加なのか、いろいろ見方はあろうかと思えます。また、スペイン語は英語に比べて翻訳すると文字数が増えるというような話も聞きますので、そうすると字幕にすると少し見にくいとか、いろいろ検証するべき話もあろうかと思えます。長期的に見ればインターネットとか、あるいは番組販売とかとの有機的な連携という視点も入ってこようかと思えます。いずれにいたしましても、まずは視聴者のニーズを踏まえて、放送の効果がど

ういうふうになっているのか上がっていないのかというのを見きわめたいと思っております。

○吉田代理 そういたしますと、今後調査されて、効果が認められれば、1度途切れるようなかたちにはなりますが、場合によっては、再開されて、定常的に実施されることも視野に入れておられるということでしょうか。

○金澤国際放送推進室長 NHK自身も平成28年度予算において、まずはウェブニュースの多言語化を予算措置で計上されており、ウェブの活用を手始めにお考えのようです。昨年3月の審議会で、吉田会長代理から、インターネットの活用というご示唆もいただいたのですが、放送とウェブの連携についても十分見極めたいと思っておる次第ですので、今の時点で予断を持たず、多角的に視野を広げて、どういうふうに進めていくのかというのを検討したいと思っています。

○吉田代理 分かりました。どうもありがとうございました。

○松崎委員 南米ではブラジルとかの国はポルトガル語だと思うのですが、なぜスペイン語を選んだのでしょうか。スペイン語人口のほうがポルトガル語人口より多いのですか。

○金澤国際放送推進室長 1つは、ご指摘のとおりポルトガル語は1つの国としては人口が多いのですけれども、1つの国に限られています。スペイン語は、中米から南米にかけて面的な広がりもあるということ、それから国連の公用語でもあるということもございまして、実証実験の場として適当ではないかと思いました。ポルトガル語も、日系人の方や、日本とのつながりということではあり得るとは思いますけれども、何を最初にやるべきかという総合的な判断で、NHKと相談してスペイン語ということを判断いたしました。

○松崎委員 北米の南側はもうヒスパニックの人口が多く、スペイン語だと思いますが、南米なら割合的にはポルトガル語かなと思いました。また、日系の

4世、5世という日本語が分からない人たちが、おじいさん、ひいおじいさんの母国の放送を視聴したいのではと思ったのですけれども。

○金澤国際放送推進室長 中南米、メキシコも今回対象にしまして、国名を申し上げますと、メキシコ、ペルー、チリ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、こういった国々でございます。なお、北米も、例えばカリフォルニアとかテキサスとか、そういった地域もあるのですが、北米においては英語のクローズドキャプションが義務づけられていて、対象にしておりません。

○松崎委員 分かりました。今後はどんどん採用言語が増えてくるのですか。日本人が暮らしている人口が多いのは、中国とかカナダとか聞いたことがあるのですが、そこで自国を紹介できる番組が、暮らしている人たちの中でツールとして使えると「民間広報」のような形になってよいのではと思いました。

○金澤国際放送推進室長 中国は、そもそもですが、NHKワールドTVの英語による放送自体の許可が下りておりません。落地許可というのですが、放送を受信するという落地許可が下りていないこともあって放送ができていないという状況でございます。そのため、実験のフィールドとしては合わないということです。今後、ネットの配信ということで中国語を使うというのも一つ考え方としてはあり得るとは思いますが、放送では中国語による多言語化はできないということでございます。

○松崎委員 ありがとうございます。

○前田会長 よろしいですか。

本件は、昨年度の補正予算のある種補完的な意味合いのある本年度の補正予算での案件ということで、内容的にはあまり変わらないものというふうに言えるのではないかと思います。特にご異論がないようでしたら、諮問第1号につきまして、諮問のとおり変更することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのようにすることといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣宛てに提出してください。

以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

付議されている異議申立てに関する審議

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

付議されている異議申立てに関する審議といたしまして、Wireless City Planning株式会社からの異議申立て事案につきまして、決定案の案について村田委員からまとめて説明いただけると伺っていますので、村田委員から説明をお願いいたします。

○村田委員 前回の12月の審議会に提出した段階の決定案の案から変えた部分、修正した部分についてご説明したいと思います。お手元の決定案の案の本日版をご参照いただきながらご説明したいと思います。大きく本質的に変えたということはありませんが、幾つかの点で前回の議論を踏まえて変えましたので、その場所を説明いたします。

まず1番として、決定案の案の構成ですけれども、文章の早いところにあります2ページの縦3の法制及び審査基準について、これを末尾の別紙にしたほうがわかりやすいのではないかとということで移動するという話を前回いたしました。そうしますと、法制ですとか基準のところに出ていた定義ですとかの書きぶりを変えなければいけませんので、それはこの順番で話が出てきてもお

かしくないように定義部分を末尾の別紙1のところで、定義を明確にしつつ書き方を変えたということでございます。それから、文章の出てくる順番としては、縦4以降で最初に出てくる部分にも定義を入れるなどして、わかりやすいようにいたしました。それから、後ろに持っていったところで、別紙1のほかにも別紙2というところが今回、前回の版よりも増えています。ここを明確にしました。趣旨といたしましては、別紙1で、その該当箇所ごと、今回の審査基準の根拠となっている電波法や開設指針のところにそれぞれ絶対審査基準や競願時審査基準のどれに当たるかという定義を入れ、別紙2は、今度は審査基準ということで並べてあります。したがって、書いてある内容については重複するのですが、本文を読んでいただくときに、それぞれの基準が開設指針のどこにあるのかを見たいときには別紙1を見る、それから、それぞれの基準を比較していきたいときには別紙2で基準ごとに見ていただくということで、そのほうが全体の理解をしていただきやすいのではないかとということでこういう掲載にしております。

2点目は、これは本件の全体にかかわるのですが、争点のところでは本来挙げるべき技術に対して評価、あるいは評価されなかったことをWCP社が争点として挙げているものの漏れがないかということをチェックし、それで争点に挙げたものについては、対応として理由中の記載で判断の漏れがないようにということでチェックをして追加した部分がございます。現時点では、WCP社の争点は全て争点に掲載し理由も書いたということになっております。

それから3点目は、25ページの(3)のところの末尾ですけれども、これは前回松崎委員から、マニュアルは電波監理審議会の審議を経たものではないので、第三者的に判断をしたことを明確にするために、「数字の多寡を定量的に評価するものではない。」と言い切るよりも、むしろ「数字の多寡を定量的に評価する趣旨ではないことは明らかである。」という文のほうが適切であろうとい

うご指摘を受けましたので、その部分を修正いたしました。

それから、全体にかかわりますけれども、本件の技術論のところ、それぞれの技術にアルファベットの略語が利用されているところがあります。しかし、略語ですと、異なる技術にたまたま同じアルファベットの略語が使われる場合もないわけではないということがありましたので、それぞれ最初に略語を使う場合には、証拠や準備書面に英語のフルスペルの記載があるときは、括弧書きでその略語の意味するところの技術の英文表記を全文で表記するということをし、誤解が生じないようにいたしました。

それから、第4の結論のところの書き方として、趣旨は全く変えておりませんけれども、端的に「以上のことから、本件異議申立てに対し、主文のとおり決定する。」という簡潔な文章にいたしました。これは、他の案件の決定案及び決定案文を参照して、このような簡潔な結論書きに修正いたしました。

それから、やや形式的ではありますが、5ページ以降の縦6のところは、前は「主張」という書き方をしていたのですが、より正確な表現としては「主張の要旨」のほうが適切であろうということで、ここは表現を変えております。

これらのところで、今回文章として前回よりも大きく変わったところとして先生方に見ていただきたいのは、文案の5ページの(4)の競願時第2審査基準Gについてのところで、「また」以下の文章を追加しております。これは、技術について争点として指摘されているところについて、もう一度正確にチェックをしてここに記載したという趣旨でございます。その次は、文案の46ページから47ページあたりになると思いますが、UQ社の開設計画について論じているところの(イ)の①のところで、基地局の設置対象リストについて、その次の文章の新幹線トンネルのエリア化について、それからフェムトセル基地局についてというところで、これは前回までのところで、これらの争点につい

て争点と理由の対応がなかったところについて、理由にもきちんと判断を記載するということをいたしましたので、この部分が文章としては大きく増えています。その後は、49ページから50ページのところで、本件認定の結果で既存の事業者間の割当て周波数に差が生じることは、開設計画の認定において考慮すべきものか、という争点に対応して理由中に判断を書いたというところで、ここは文章が増えているところでございます。

概要は大きく前回と変わったところはそんなところで、以上の点で、内容を変えたというよりも、やはり漏れがないようにより正確に、それから形式面を変えたことによって文章がわかりにくくならないよう、参照がわかりにくくならないようという意図で変えたものであります。

もう1点、34ページの(G)のところの約1,700局導入し、多層の高層ビル屋内を云々のところで、日本語の問題として「多層の高層ビル」という部分の「多層の」を削除する予定であります。このような形式的な部分については、引き続き精査します。

ということで、今の点も含めまして本日は実質的な議論をしていただいて、この後形式的な部分、てにをはも含めて先生方からご指摘をいただければそれは直していきたいというふうに考えております。本日は、今申し上げた前回の版からの修正についてこれでいいかどうか、あるいは前回の版を修正したとしてもまだこの点が漏れているのではないか、不十分ではないかというご議論があれば頂戴したいと思っております。

ここで、実は前回の版から考えたところで、今回の版について、現時点ですらに修正をしたほうがいいのかと思いつつ、本日の版では修正されていないところについて1点ご説明したいと思います。それは、高指向性アンテナについて、異議申立ての手続の中でどう議論されていると把握すべきなのか、またそれについてはどういう扱いをすればいいのかというところですが、

本日の版では、10ページの(ケ)で、これは前回の版からそのまま残しているのですけれども、高指向性アンテナについてという当事者の主張が載せられています。ただ、この点については、今回私のほうで当事者の主張ですとか、全てを再度検討しました結果、これは独立した争点というよりもビームフォーミングを評価しなかったことは誤りであるという争点の立て方の中で、その一つとして、高指向性アンテナの評価との比較においてもビームフォーミングを評価しなかったことは妥当ではないということで高指向性アンテナの点を問題にしておられるというふうに理解いたしましたので、よりこの部分について正確を期するためには、記載の位置をその前の7ページの(イ)のビームフォーミングの評価をするのが妥当だったという中の主張の一つとして、むしろ位置をそちらに変えてWCP社の主張をまとめたほうがより正確なのではないかというふうに本日の時点では考えております。本日皆様方にお配りした決定案の案のバージョンの中で今後1カ所修正したいと思っているのは、この点であります。修正というか、再度精査をしたいというふうに考えているのはこの点でございます。

概要は今のような説明でございますので、先生方の中でご検討いただきましてご意見を頂戴できればと思います。

私からの説明は以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの決定案の案につきまして、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

今一番最後にご指摘のあった10ページの(ケ)のところは、確かに、特に最後の2行あたりは、屋外基地局からのビームフォーミングを評価せずに高指向性アンテナが評価されているのは問題であるという、あたかもその2つがそれぞれの事業者の代表技術であるかのごとく読めてしまうような誤解を生ずる

おそれがあるので、おっしゃるような形でもう少し正確を期した表現にしたほうがいいのではないかというふうに思いました。その点については賛成です。

大幅に追加された幾つかのところについて、最初の争点のところであったり、あるいはそれに対応した最後のほうの理由のところについて、違和感なくよくまとまっているのではないかと思いました。特にここについてプラスされてわかりやすくなったというふうに思います。

あとはどうでしょうか。

○松崎委員 少し細かいところですけども。

○前田会長 どうぞお願いします。

○松崎委員 34ページの上から3行目のところの(G)指向性パネル型アンテナというふうに書いてあるところですけども、高指向性アンテナと同義であるとするならば、違う単語を持ってこないほうが、言葉を統一するほうがいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○前田会長 ここはWCP社開設計画の記載内容を取り上げている部分ですね。

○松崎委員 WCP社がこういうふうに書いているのですね。

○渡邊幹事 指向性パネル型アンテナというところは、WCP社の証拠書類では「指向性を持つパネル型のアンテナ」というふうになっております。

○前田会長 先ほどの異議申立人の主張の要旨のところ、既に高指向性アンテナという言葉が出てきてしまっていますよね。だけれども実際には、今、松崎先生にご指摘いただいたとおり、ここで言う指向性パネル型アンテナのことを主張しているのですかね。

○吉田代理 技術的に言いますと、高指向性アンテナにはさまざまな種類がありますが、WCP社としてはその中から、指向性を持つパネル型のアンテナを採用すると書かれているということだと思います。

もともと両社の使っている用語はなるべく尊重するという立場をとっていま

す。ほかの用語でも、一部独自と思われる用語が使われている例がありますが、この決定案の案の中ではそれぞれ異議申立人と参加人が使われている言葉をなるべく尊重する形で書いています。

○村田委員 そのこのところをこちらが変えることで、また新たな争点を生むようなことになってはいけないので、当事者が記載しているところを取り上げるときにはなるべく記載に忠実にするという形にはしています。

○松崎委員 物言いがつかないほうがいいですね。分かりました。

○村田委員 そうです。新たな不必要な小さな論争を生まないために、この点はもう一回精査したいと思います。

○松崎委員 もう1点、細かいところで恐縮ですけれども、50ページのところに「周波数の割当ての配慮という書かれざる基準」という表現がありますね。「書かれざる基準」という表現になっていると、基準があると受けとめてしまうのですけれども、それを基準と表現していいのでしょうか。基準と言ってしまふと強すぎないかと思います。本当は基準があるけれども、今回の募集に際しては書かなかったというようなニュアンスが出てくると思いました。

○村田委員 そうすると、どう訂正しましょうか。

○松崎委員 周波数の割当ての配慮という理由で審査結果を変えることはできない。

○村田委員 配慮ということ……。事柄がいいですね。わかりました。確かに、基準というと書かれている競願時審査基準と同等のもののような……。

○松崎委員 そのようなものが別にあるというニュアンスが。

○村田委員 わかりました。そうすると、ここの部分でそれを基準と呼んではいけないので、既存事業者間の周波数の割当ての配慮という事柄で審査結果を変えることはできず、のほうで誤解を生じないと。

○松崎委員 安全です。

○村田委員 わかりました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。

この場ですぐ意見を出すのがなかなか難しいところもありますので、先ほど村田委員のほうからも引き続き精査されるという話もありましたので、いずれにしてもメンバー全員がそれぞれさらに気づくことがあるかどうかを少しチェックしていただいて、何か気づいた点があれば、事務局を經由して起草委員のほうにメールでご連絡するというようお願いしたいと思います。その上で次回、来月の電波監理審議会で決定案の議決をできればというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

○前田会長 よろしいですか。

それでは、そういう形で進めさせていただいて、吉田会長代理及び村田委員におかれましては、今議論に上がったご意見等を決定案の中に反映させていただくとともに、その後のメールのご意見等をさらにまた精査が必要かもしれませんが斟酌いただいて、反映すべきものは反映するという形でまとめて次回上程していただければというふうに思います。よろしいですか。それでは、そのようにお願いいたします。

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成28年2月17日水曜日10時半からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。